

【第1号議案】

令和6年度（2024年度）事業計画

本年元日の能登半島地震により、直江津港では液状化現象により一部岸壁が使用できない状況も生じた。水先業務の安全運航も常日頃から意識して取り組むことが重要である。

2020年からの新型コロナウイルスの蔓延は、世界経済の大きな停滞を招いたが、2023年に入り、感染者数の減少、重症化の低減等により経済活動もコロナ前に回復しつつある。

一方、ロシアによるウクライナ侵攻は3年目に入り、長期化が懸念されており、また中東の紛争により、一般商船がスエズ運河通峽を見合わせ、アフリカ喜望峰回りに運航経路を変更するなどの影響を及ぼしており、世界的なエネルギー価格の高止まり並びに物資輸送の不安定な情勢が続いている。

当会の業務量(売上高)は新型コロナウイルスが蔓延する前年 2019 年から約 10%減で昨年度まで推移してきており、今年度もほぼ同程度と考えられる。

こうした状況を踏まえ当水先人会では、以下の事業を重点的に実施することとする。

1. 水先人品位保持のための事業

水先業務の品質の維持・向上を図り、船舶交通の安全確保及び運航能率の増進に資するため、水先人の品位保持等に必要な事業を行う。

- (1) 水先業務中の危険遭遇体験の情報を収集し、会員水先人に提供することにより海難事故の未然防止を図るよう総合運営委員会での検討を実施する。
- (2) 水先業務検証実施要領に基づき、検証制度を活用し会員の水先業務の実施状況を確認し品質の維持向上を図る。
- (3) 水先業務に関連する海難事故が発生した場合は、速やかにその概要を把握して日本水先人会連合会を通じて全国水先人に速報するとともに、類似事故の再発防止対策を講じる。必要であれば安全研修等により技術の改善保持を図る。
- (4) 水先人としての必要な知識・技能の維持向上を図るため、日本水先人会連合会が主催する講習・研修に参加させる。令和6年度は水先免許更新講習で2名が受講予定。
- (5) 2019年から導入している操船支援装置“Pilot-Pro”の有効活用を図る。深喫水のチップ船入港を契機に取り入れたが、その有効性が認められるものであり、今後も安全運航の観点から有効に活用することとする。

なお、本船の AIS 情報を使用しているのでタイムラグや表示誤差等に注意が必要である。

- (6) 日本水先人会連合会及び船舶代理店等の関係者と連携し、乗下船安全キャンペーン(7月)および安全運航強調月間(9月)を実施する。

同時に、乗下船設備や航海設備等の整備状況並びに安全運航に係わる船長はじめ乗組員の取組み状況を確認し、特に優良と認められた船舶を日本水先人連合会に報告し、ベストクオリティーシップとして表彰することにより水先業務の安全確保に対する意識高揚を図る。

- (7) 水先人会の飲酒対策については、2019年に内規として明記し、適正に運用されてきたが、昨年他水先区で水先人が船長から「酒気帯び」の嫌疑を受ける事例が発生したことから、日本水先人会連合会では「酒気を帯びての水先業務禁止」の一層の明確化を図るため「適正な飲酒対策」の見直しを行うこととなり、当会でも本年3月1日付けで次の通り内規の改定を行った。引き続き適正な運用に努める。

「適正な飲酒対策」

酒気を帯びての水先業務禁止、水先業務開始前のアルコール検知器(社会的に有効性が認められているもの)を使用した検査を実施し、検査時刻と結果をパイロットインフォメーションカードへ記入する

2. 水先業務の適正かつ円滑な遂行等に関する事業

的確な水先業務体制を確保するため、水先業務の適正かつ円滑な遂行等に関する事業を実施する。

- (1) ユーザー対応窓口あるいは業務運営委員会を通じて、ユーザー及び水先業務関係者の要望等を把握し必要な措置を速やかに講じるよう努める。
- (2) 大規模災害が発生した場合、新潟港港湾BCP計画を基本に関係諸団体と連携・共同して対応する。また、他の水先人会が被災した場合は、日本水先人会連合会とともに被災水先人会を支援する。
- (3) 水先業務の円滑かつ適正な遂行に資するため各種参考マニュアル及び海図書誌の整備を進める。また、新潟港での標準操船要領図を更改整理し、登録水先人養成施設等に提供し研修の一助とする。
- (4) 水先業務の適正かつ円滑な遂行のためには、会員の健康管理に務めるとともに自己の啓発を促す。
- (5) 水先人会の適正かつ透明な経理処理を図る。

3. 近隣水先区への派遣および後継者確保に関する事業

近隣水先区後継者不足に対処するため、当会水先人2名が近隣水先区(伏木、酒田)の水先免状を取得している。今後も他水先区の水先業務の確実な実施体制を維持するため必要な事業を行う。なお、2022年12月には他水先区水先人(大阪湾)1名が新潟水先区の免許を取得し、当会へ入会し派遣支援体制が整備された。

- (1) 水先人後継者の確保が困難な近隣水先区への水先人の派遣支援制度が的確に機能するように関係諸団体と連携し協力する。
- (2) 新潟水先区での水先業務の円滑な遂行のため、引き続き要員計画を検討する。
2025年度に1名が退会するのを前提に、今年度に1名が水先人養成を開始し、順調にいけば2025年2月に開業の予定である。尚、次年度も1名募集する計画である。
- (3) 水先人の後継者確保に資するため、広報用DVDや連合会ウェブサイトの活用、および報道機関を通じた水先関連情報の発信を推進し、水先人および水先業務に関する一般社会の理解促進を図る。

4. その他の事業

水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため関係機関との連携・協力等を推進する。

- (1) 関係行政機関の施策および海事関係団体が実施する海難防止に関する事業に対し、水先業務に係わる知見の活用をはかり必要な協力を実施する。
主な関係諸団体は次のとおりである。

| | |
|---------------|------------------|
| 新潟県港湾審議会 | 新潟県保安委員会・協議会 |
| 日本海海難防止協会 | 新潟ポートサービス機関連絡協議会 |
| 新潟県東部排出油防除協議会 | 新潟港港湾BCP連絡協議会 |
| 新潟西港沿岸警備協力会 | 北陸信越海事広報協会 |
| 新潟港保安対策協議会 | 清港会 |
| | 新潟海上保安協会 |
- (2) 水先業務に係る関係諸団体からの情報を会員に提供し周知指導を行う。
- (3) 直江津港、姫川港、柏崎刈羽原子力発電所等の関係諸団体との連携を行う。

以上